

森林保険だより



東日本大震災の被害から、4万本の植樹を終えた高田松原(撮影/及恒建設株)



- ◆ 森林保険制度の普及に向けて
林野庁森林整備部計画課長 関口 高士 2
- ◆ 森林保険センターの取組 少しでも早く、保険金をお支払いするために 3
- ◆ 気象災害と森林保険 ～森林保険がみてきた60年～ 4
- ◆ 岩手県森林組合連合会 経済活動と森林保全・地域貢献を共に進めることを使命に
県内18森林組合と手を携え、岩手県の林業の未来へ歩む 6
- ◆ 保険金をお支払いした災害の事例(水害) 7
- ◆ 森林保険へのご加入をご検討ください 8



森林保険制度の普及に向けて



林野庁森林整備部
計画課長
関口 高士

皆様には、平素より森林・林業行政に対し、特段の御理解と御協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

昨年来、世界的に蔓延しております新型コロナウイルス感染症により、現在もなお社会経済、日常生活に多大な影響がある中、本年7、8月の豪雨では、多くの地域で災害が発生しました。一連の災害でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

林野庁といたしましては、被災地の復旧・復興に向けた支援等に全力で取り組むとともに、森林保険においても、森林保険センターや森林組合系統において保険金支払手続きの迅速化に努めて頂いているところです。

さて、我が国の森林・林業を取り巻く状況を見ますと、戦後造成された人工林の多くが本格的な利用期を迎えており、「伐って、使って、植える」という循環利用を確立することが求められています。

また、6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画においても、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めつつ成長発展させることにより、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」も見据えた、豊かな社会経済を実現することを目指しております。

一方、植林から伐採まで長期にわたる林業経営においては、様々なリスク要因にも備えていく必要があります。このような背景の中で、森林保険は、森林所有者が自ら災害に備えるセーフティネットとして、森林資源の循環利用による持続的な林業の発展に向け、これまで以上の活用が望まれます。

林野庁では、森林保険センターや都道府県、森林組合系統等と連携し、引き続き森林保険制度の企画立案や普及に積極的に取り組んで参りますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。



森林保険センターの取組

—少しでも早く、保険金をお支払いするために—



ドローンの活用



森林保険では、災害を受けた保険契約地での損害調査を現地で行っていますが、より迅速・安全に調査を行い、早期に保険金をお支払いするため、平成29年度よりドローンの活用を進めています。

平成29年度には、精度検証や実証試験を経て、初めてドローンを活用した損害調査により保険金をお支払いし、その後も、豪雨や台風により毎年のように発生する大規模な水害に対して各地でドローンを活用した損害調査を行い、保険金をお支払いしております(表)。

また、令和元年度にお支払いした石川県森林組合連合会の保険契約地では、壮齢林のため標準地内の材積の把握等が必要なことから、損害区域の周囲測量をドローンで行い、実際の標準地調査は現地で行うなど、従来の手法と組み合わせることで効率的に行うことができました。

年度	件数(件)	保険金額(千円)	地域	災害名
H29	2	973	鹿児島県	平成29年7月九州北部豪雨
H30	8	2,480	福岡県 鹿児島県	
R1	70	21,681	神奈川県 石川県 鳥取県 福岡県 鹿児島県	令和元年東日本台風(台風第19号)
R2	37	6,878	長野県 島根県 福岡県 鹿児島県	令和2年7月豪雨



固定資産税調査用航空写真の活用

このように、ドローンを活用した損害調査を進めているところですが、ドローンでの撮影エリアは1フライトあたり数ha～10ha程度ですので、広範囲に及ぶ被害地では調査を完了させるまで長時間かかることが予想されます。また、送電線付近など撮影が困難な箇所を含む場合もあり、注意が必要です。

このため、令和2年度には、平成29年7月九州北部豪雨による広域にわたる被害地において、市町村が撮影した固定資産税調査用航空写真^{*}の活用を行いました。

※固定資産税調査用航空写真

固定資産税の適正な課税のため、多くの地方公共団体において、土地や家屋の状況調査等に航空写真が活用されています。

活用にあたっては、まず、福岡県朝倉市が撮影していた固定資産税の現況調査用の航空写真を用いた罹災前後の写真等の比較による損害区域の判読手法について、検証しました。その結果を踏まえ、民間航空測量会社に損害区域の判読作業等を委託し、その成果に基づいて損害報告書の取りまとめ等の^{てん}補事務を進めることにより、被保険者の皆様への保険金のお支払いを開始することができました。

このように、固定資産税調査用航空写真の活用は、被害箇所が広範囲にわたって点在するような場合に非常に有効な手法です。

森林保険センターでは、今後も様々な取組により、大規模な自然災害などで損害を受けた被保険者の皆様に、少しでも早く安心をお届けできるよう努めてまいります。



固定資産税調査用航空写真をオルソ補正し、画像上で損害区域面積の算出や標準地内の本数調査を実施しています。

気象災害と森林保険 ～森林保険がみてきた60年～



S38.1雪害(三八豪雪)奈良県



S40.8水害(台風第15号)熊本県



S57.7水害(昭和57年7月豪雨(長崎大水害)長崎県



H3.9風害(台風第19号)大分県



H3.9風害(台風第19号)山口県



H3潮害(台風第19号)新潟県



H5風害(台風第13号)宮崎県



H6.8干害(平成の大渇水)熊本県



H10風害(台風第7号)奈良県



H16風害(台風)岡山県



H23水害(台風第12号)和歌山県



H27.10風害(台風第23号)北海道



R1風害(令和元年房総半島台風)千葉県

森林保険は、火災、気象災(風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害)及び噴火災による森林損害を補てんしています。創設時は火災のみを対象としていた制度に気象災が加わったのは、昭和36(1961)年のことでした。以来、森林保険では数多くの災害に際して、保険金をお支払いしてきました。そのごく一部ではありますが、災害の歴史を振り返ってみます。

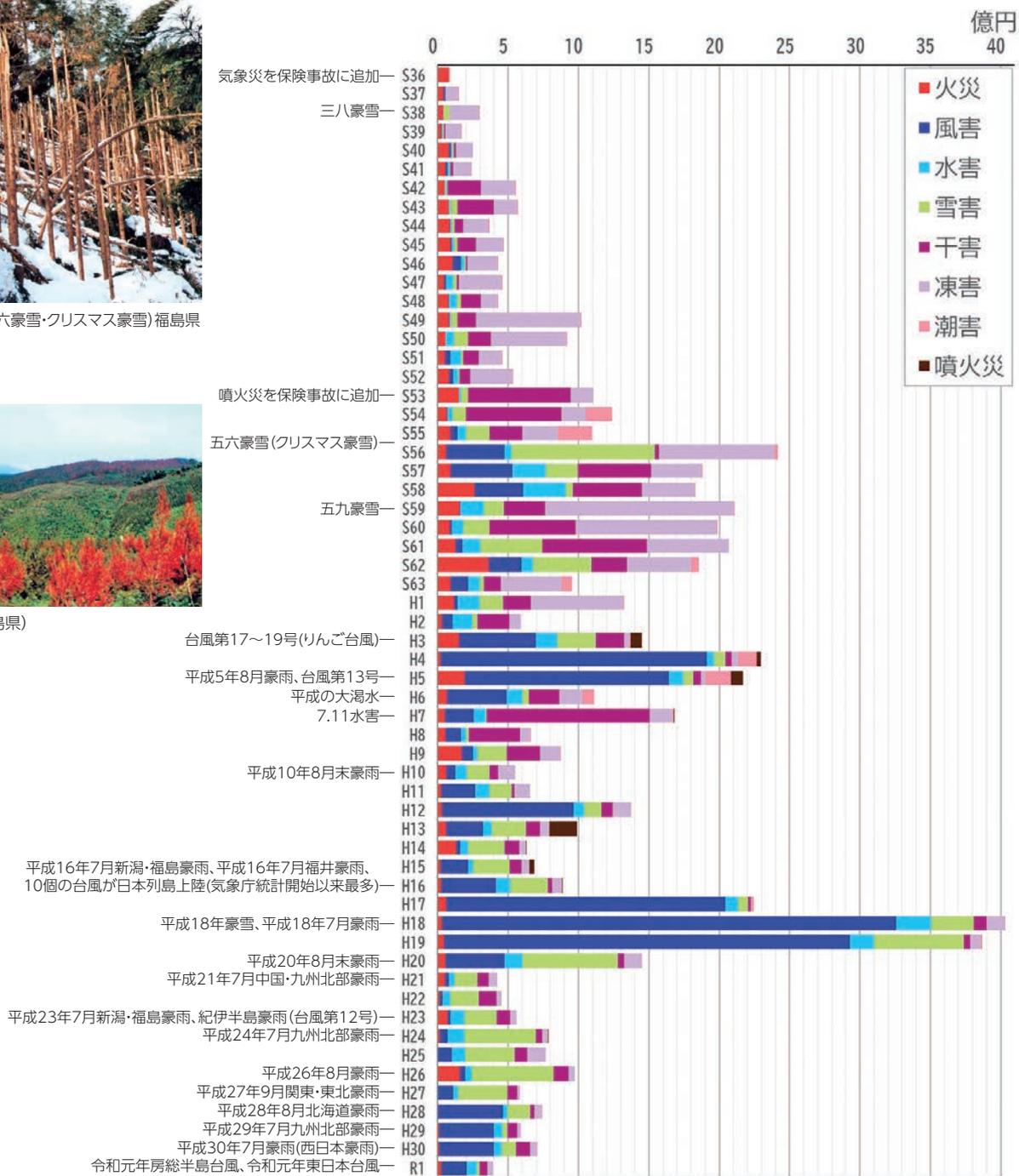


S55.12雪害(五六豪雪・クリスマス豪雪)福島県



S59.2凍害(福島県)

保険金支払額の推移(昭和36(1961)～令和元(2020)年度)



※このグラフは、森林保険契約地に係る保険金の支払ベースによるものであり、災害発生年や災害規模と全面的に対応するものではありません。

森林の育成・整備は長期間にわたって行われるため、その間に様々な災害により被害をうける恐れは極めて高いといえます。つい先日の世界気象機関(WMO)の発表では、1970～2019年までの50年間で干ばつ、暴風雨、洪水などの気象災害が5倍に増加したとされています。

我が国でも、毎年のように「数十年に一度」という規模の災害が頻発しています。避けられない災害への備えとして、森林保険をぜひご利用ください。

岩手県森林組合連合会

経済活動と森林保全・地域貢献を共に進めることを使命に
県内18森林組合と手を携え、岩手県の林業の未来へ歩む

岩手県の森林

岩手県は県面積の77%を森林が占め、北海道に次ぐ広さの約118万haの森林を有しています。このうち、民有林が約78万ha（森林面積の68%）と民有林の割合が高くなっています。民有林の人工林面積は約32万haとなっており、このうち森林保険に加入している面積は約3.9万ha、加入率は12%となっています（令和2年度末時点）。

自然災害の発生状況

本県では、毎年のように雪害による森林保険のお支払い実績があります。大規模な災害例として、平成22年12月下旬の大雪では保険契約地の損害発生通知書が約3,500件にのぼり、お支払いした保険金の総額は約6億8千万円となりました。最近では、令和2年12月からの大雪でも県南地域を中心に雪害が多発しています。

また、釜石市における山火事（平成20年に約130ha、平成29年に約400ha）や、平成28年の台風第10号による岩泉町をはじめとする県沿岸部における甚大な水害、令和元年の台風第19号による水害など、火災や水害も見過ごすことのできない大きな脅威となっています。



ドローン撮影画像による損害区域面積の計測

令和元年10月の台風第19号による水害を受けた急峻な現場では、釜石地方森林組合がドローンを活用した損害調査を行いました。大規模な災害では測量する人員も不足しますが、ドローンの活用により負担が軽減されました。

森林保険の取組

本県では、森林整備補助金交付規則において、新植、間伐等の事業での森林保険加入が義務となっています。県下森林組合と調整し、補助金交付の際に県森連が組合に代わって補助金を受領し、森林保険申込書の作成を行った上で保険料を差し引いた額を組合へ送金するというスキームを構築しております。このスキームは、事業に係る森林保険の加入漏れ防止はもちろん、業務の効率化にも役立っています。

一方で、義務加入期間後の継続率が高くないことが大きな課題です。今後は、自然災害への備えの重要性を森林所有者にご理解いただき、義務加入期間が終了しても、引き続き森林保険にご加入いただけるよう取り組んでまいります。



森林保険加入促進物品一例

森林組合を通じて加入促進物品を配布し、森林保険への加入をおすすめしています。

岩手県森林再生機構

平成29年に設立した「岩手県森林再生機構」は、岩手県森林組合連合会など県内の林業・木材産業団体等が連携して、再造林の確実な実行を促進するための支援として、1haあたり10万円を上限に再造林助成金を交付しています。

今後、再造林の推進に伴い、森林保険による植栽後の災害への備えの重要性も増していくことが想定されます。

／ 入っててよかった、森林保険。皆様もご加入ください。／

↓↑↓↑↓↑↓↑↓↑ 保険金をお支払いした災害の事例 ↑↓↑↓↑↓↑↓↑

災害事例
水害

令和元年10月に関東地方を通過した令和元年東日本台風(台風第19号)は、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨をもたらした。平成30年7月豪雨(西日本豪雨)が長時間の記録的な大雨であったのに対し、令和元年東日本台風では半日から1日程度という短時間での非常に激しい雨や猛烈な雨[※]が降ったことが特徴であった。

当該地でも、この大雨による表面浸食、立木の根返り等の被害が発生した。

【事例】神奈川県 公有林

樹種・損害時林齢：ヒノキ・27年生

実損面積 / 契約面積：0.59ha/7.95ha

支払保険金：705,640円

(参考)

ha当たり保険料 / 年：3,851円

付保率：40%



※ 「非常に激しい雨」 1時間雨量50mm以上80mm未満
「猛烈な雨」 1時間雨量80mm以上

参考：内閣府「令和2年版防災白書」
気象庁「雨の強さと降り方」

／ 入っていてよかった、森林保険。みんなも入ったらいいじゃん！ ＼

表紙

東日本大震災の被害から、4万本の植樹を終えた高田松原

撮影／及常建設(株) 文／木幡 英雄 (岩手県森林組合連合会指導グループ長)



陸前高田市の高田松原では、約350年前に造林され、地域のひとくらしを守り、津波による被害のたびに再造林、補植が繰り返されるなど大切に守られてきましたが、東日本大震災の津波では「奇跡の一本松」を残して7万本の松が流されました。

その後、松林の再生に向けた取組が進められ、震災から10年を経て4万本の植樹が完了し、今年7月には11年ぶりとなる海開きが行われました。表紙の写真は、高田松原地区海岸防災林造成工事に携わってこられた及常建設さんが令和2年12月28日に撮影したものです。

令和5年には、この地に整備された「高田松原津波復興祈念公園」を式典会場に、第73回全国植樹祭が開催されます。



第73回全国植樹祭岩手県実行委員会許諾第2号

台風や集中豪雨、火災などに備え

森林保険へのご加入をご検討ください



「これまでにない災害」が毎年のように発生し、森林にも大きな被害をもたらしています。

万が一に備え、安心を確かなものにして森林づくりに取り組んでいただくために、森林保険をぜひご利用ください。

お申込みの流れ

1

お申込みのご相談



まずは最寄りの森林組合または森林組合連合会までご相談ください。
※ご相談時には、森林が所在する都道府県、樹種、林齢、面積をお知らせください。

2

ご契約内容のご提案



ご相談内容に応じて、お見積もり(保険金額、保険料)をご案内させていただきます。

3

お申込み



お申込み内容が決定しましたら、申込書にご記入、ご捺印ください。
※お申込みに当たっては、森林保険契約重要事項説明書をご確認ください。
申込書のご提出とあわせて保険料をお支払いください。

4

ご契約成立



手続きが完了しましたら、森林保険センターから保険証書をお送りいたします。

※保険の効力発生は保険証書作成日の翌日以降からとなります。新規契約の場合、申込日から保険証書作成日まで通常20日間程度お時間をいただきます。

- 保険期間は、1年単位で希望する期間を設定できます。
- 保険金額(損害時にお支払いする上限額)は、標準金額(保険加入の限度額)とし、その範囲内で任意に設定できます。
- 申込時にお支払いいただく保険料は、設定された保険金額に対して保険料率を乗じた金額となります。保険料率は、都道府県別、樹種別、林齢別(5年生以下・6年生以上)に定めています。



国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林保険センター

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66-2 興和川崎西口ビル9F

電話：044-382-3500 (代表)

FAX：044-382-3514

<https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/index.html>

